

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注の契約「以下「市の契約」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約の履行等)</p> <p>2 市の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>3 北海道内における契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）で、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市の契約の履行に当たり、契約に違反し、又は正当な理由がなく本市が定めた期間内に契約を締結せず、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 市の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2月以内</p>

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等（資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 一般役員等（資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者で(1)に掲げる者以外の者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 資格者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が北海道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 次の(1)又は(2)に掲げる者が北海道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 市の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>5 北海道内において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 北海道外において、他の公共機関の契約に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>7 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる契約に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては(1)及び(2)に掲げる場合に限る。）が公契約関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から</p>

<p>係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(1)市の契約</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>(2)北海道内の他の公共機関の契約</p>	<p>2月以上12月以内</p>
<p>(3)北海道外の他の公共機関の契約</p>	<p>1月以上12月以内</p>
<p>8 他の公共機関の契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上12月以内</p>
<p>9 市の契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4月以上12月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>10 市の契約に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上9月以内</p>
<p>11 北海道内の契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（前号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>